

源泉所得税等の自己点検の結果について

平成26年11月25日
会 計 課
総 務 部

1 調査結果及びその原因

(1) 調査結果

- ア 測量士、建築士及び土地家屋調査士等の報酬料金に係る所得税及び復興特別所得税につきましては、対象個人事業主8人、41件、13,970,074円の徴収漏れが確認されました。
- イ 給与等及び報酬料金等に係る復興特別所得税につきましては、正しく源泉徴収されておりました。
- ウ 交通用具使用者に係る通勤手当につきましては、対象職員11人、158件、41,340円の徴収漏れが確認されました。
- エ なお、今回の調査事項以外の事項についても、改めて調査を実施した消防団員報酬につきましては、対象団員202人、8,095件、1,943,255円の徴収漏れが確認されました。
- オ 報酬料金等の支払調書につきましては、法人に係る調書の提出漏れで、一般会計等123件、水道事業会計4件、下水道事業会計3件、病院事業会計2件が確認されました。
- カ 徴収漏れに係る延滞税は、一般会計で467,500円、水道事業会計で2,900円、不納付加算税は、一般会計だけが対象で685,000円と試算しております。

(調査項目別徴収漏れ金額)

区 分			人数(人)	件数(件)	金額(円)
測量士、建築士等	一般会計	建築士	5	32	13,842,638
		不動産鑑定士	2	2	35,224
		弁護士	1	4	5,992
	水道事業会計	不動産鑑定士	1	3	86,220
小 計				41	13,970,074
通勤手当	一般会計		11	158	41,340
消防団員報酬	一般会計		202	8,095	1,943,255
合 計				8,294	15,954,669

(注) 不動産鑑定士のうち1人は、一般会計と水道事業会計で重複しています。

(所属別徴収漏れ金額)

区 分	人数(人)	件数(件)	金額(円)
総務部	204	8,099	3,593,254
財政部	1	2	2,996
環境部	1	1	1,376,000
保健福祉部	1	2	2,996
建設部	3	4	772,608
都市整備部	2	5	199,056
玉山総合事務所	1	1	190,000
教育委員会	15	177	9,731,539
上下水道局	1	3	86,220
合 計		8,294	15,954,669

(注) 各部等の人数には、重複があります。

(2) 徴収漏れ等の原因

ア 測量士、建築士等に係る徴収漏れの原因

源泉徴収を要する支払であるという認識がなかったこと、個人事業主を事業所名などから源泉徴収の必要のない法人であると誤認して事務処理を行っていたことによるものです。

(原因別の支出科目の内訳)

区分	件数(件)	支出科目の内訳
認識不足	30	委託料：26件，費用弁償：4件
法人と誤認	11	委託料：6件，役務費：5件
合計	41	委託料：32件，役務費：5件，費用弁償：4件

イ 通勤手当に係る徴収漏れの原因

平成23年の税制改正による非課税限度額の計算方法の改定について、一部対応漏れがあったことによるものです。

ウ 消防団員報酬に係る徴収漏れの原因

源泉徴収の必要性についての認識が欠けるところがあったことにより、事務処理がなされていなかったものです。

エ 報酬料金等の支払調書の提出漏れの原因

法人について支払調書を提出しなければならないという認識がなかったことによるものです。

2 再発防止策

- (1) 源泉徴収事務の適正化に係る文書通知により、支出命令担当課における確認を徹底します。
- (2) 研修会及び会計事務に係るマニュアルにおいて、源泉徴収制度に関する内容を充実させ、職員に対し周知徹底を図ります。
- (3) 審査担当課における審査の徹底を図ります。

3 対応等

(1) 源泉徴収不足額の納付

源泉徴収不足額について、予備費充用により、11月10日に盛岡税務署に納付いたしました。

(2) 測量士、建築士等の個人事業主に対する納付依頼等

個人事業主に対して事情を説明し、御理解をいただいたうえで、徴収不足額の市への納付をお願いするとともに、所得税の還付等の手続を進めていただくよう依頼します。

(3) 通勤手当に係る納付依頼

該当する職員に対し、徴収不足額の納付を求めます。

(4) 消防団員報酬に係る納付依頼

該当する消防団員に対し、徴収不足額の納付を求めます。

(5) 延滞税及び不納付加算税の納付

徴収不足額の納付により確定する延滞税及び不納付加算税を盛岡税務署に納付します。